

事業所から排出される排水に適用される排水基準等

令和4年7月1日現在

工場・事業場の排水等に適用される排水基準等

(1) 事業所から排出される排水に適用される排水基準及び規制基準

- ア 排水基準を定める省令(昭和 46.6.21 総令第 35 号以下「省令」という。)に基づく排水基準(以下「一律排水基準」という。)
- イ 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例(昭和 46.10.15 神奈川県条例第 52 号以下「上乗せ条例」という。)に基づく排水基準(以下「上乗せ排水基準」という。)
- ウ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 11.12.24 川崎市条例第 50 号以下「市条例」という。)に基づく排水の規制基準(以下「市条例規制基準」という。)

(2) 有害物質等に係る排水の排水基準及び規制基準(概要)

事業場から排出される排水中に含まれる有害物質(市条例では排水指定物質の一部)の濃度の許容限度について、一律排水基準は省令別表第1に、上乗せ排水基準は上乗せ条例別表第2に、市条例規制基準は市条例施行規則別表第 11 に定められている。

ア 一般の工場・事業場から排出される排水に適用される排水基準及び規制基準

項 目	許 容 限 度			
	一律排水基準及び上乗せ排水基準(◎印欄は上乗せ排水基準)	市条例規制基準		
		新設の事業所	新設の事業所以外	
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.03 mg/L	0.03 mg/L	
シアン化合物	1 mg/L	1 mg/L	1 mg/L	
有機燐化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及び EPN に限る。)	0.2 mg/L◎	0.2 mg/L	0.2 mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L	
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	0.005 mg/L	0.005 mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
PCB	0.003 mg/L	0.003 mg/L	0.003 mg/L	
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L	
ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L	
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L	
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.04 mg/L	0.04 mg/L	
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1 mg/L	1 mg/L	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	0.4 mg/L	0.4 mg/L	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L	3 mg/L	3 mg/L	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.06 mg/L	0.06 mg/L	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L	
チウラム	0.06 mg/L	0.06 mg/L	0.06 mg/L	

項 目	許 容 限 度			
	一律排水基準及び上 乗せ排水基準(◎印欄 は上乗せ排水基準)	市条例規制基準		新設の事業所以外
		新設の事業所		
シマジン	0.03 mg/L	0.03 mg/L	0.03 mg/L	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域 230 mg/L■ その他 10 mg/L■	海域 230 mg/L その他 10 mg/L	海域 230 mg/L▲ その他 10 mg/L▲	海域 230 mg/L▲ その他 10 mg/L▲
ふっ素及びその化合物	海域 15 mg/L■ その他 8 mg/L■	海域 15 mg/L その他 8 mg/L	海域 15 mg/L▲ その他 8 mg/L▲	海域 15 mg/L▲ その他 8 mg/L▲
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L■	100 mg/L	100 mg/L	100 mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L
ダイオキシン類	-	10 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L

- 備考 1 一律排水基準及び上乗せ排水基準は、特定施設(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)を設置する事業場(同法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。以下「特定事業場」という。)の排出水に適用される。
- 2 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とする。
- 3 上乗せ排水基準において、「新設」とは、昭和46年11月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合)にあっては、当該特定施設が定められた日をいう。)以降に設置する特定事業場(昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。)をいう。
- 4 市条例規制基準において、「新設の事業所」とは、昭和46年9月11日(旅館業法第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く。))に属する事業所にあっては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場(昭和62年9月10日。以下この別表において「基準適用日」という。)以後に設置した事業所(基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。)をいう。ただし、基準適用日前に設置した事業所(基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満のものを除く。)にあっては、基準適用日(水質汚濁防止法施行令第1条の改定により新たに定められた特定施設を設置する事業所にあっては、当該特定施設が定められた日)以後に特定施設を設置して新たに特定事業場となったものを含む。
- 5 市条例規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 6 市条例規制基準において、砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(温泉法(昭和23年法律125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。)を利用する事業所に係る排水については、適用しない。
- 7 ■印の欄について、省令附則別表に掲げる業種に属する工場又は事業場の排出水には、令和7年6月30日まで(旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあっては、当分の間)、別途暫定基準が適用されている。「イ 有害物質に係る暫定基準」を参照
- 8 ▲印の欄について、市条例施行規則附則別表に掲げる業種に属する事業所の排水には、令和7年6月30日まで(温泉を利用する事業所にあっては、当分の間)、別途暫定基準が適用されている。「ウ 排水指定物質に係る暫定基準」を参照

イ 有害物質に係る暫定基準

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業(海域以外に排出するものに限る。)	30 mg/L
	ほうろう鉄器製造業(海域以外に排出するものに限る。)	40 mg/L
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外に排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。)	40 mg/L
	金属鋳業(海域以外に排出するものに限る。)	100 mg/L
	旅館業(ほう素 500mg/L 以下の温泉を利用するものに限る。)	300 mg/L
	旅館業(ほう素 500mg/L を超える温泉を利用するものに限る。)	500 mg/L
ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業(海域以外に排出するものに限る)	12 mg/L
	電気めっき業(平均排水量が 50 m ³ /日以上であり、かつ、海域以外に排出するものに限る)	15 mg/L
	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。))の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであつて、平均排水量が50m ³ /日以上であり、かつ、海域以外に排出するものに限る)	
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであつて平均排水量が50m ³ /日未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30 mg/L
	電気めっき業(平均排水量が 50 m ³ /日未満であるものに限る。)	40 mg/L
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。))を利用するものであつて平均排水量が50m ³ /日未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の二口に掲げる施設を有するものに限る)	300 mg/L
	畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る)	400 mg/L
	ジルコニウム化合物製造業	350 mg/L
	モリブデン化合物製造業	1300 mg/L
	バナジウム化合物製造業	1650 mg/L
	貴金属製造・再生業	2800 mg/L

備考 1 この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場(法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。))が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第1又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とする。

ウ 排水指定物質に係る暫定基準

排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業(海域以外に排出するものに限る。)	30 mg/L
	ほう素濃度が 500mg/L 以下の温泉を利用する事業所	300 mg/L
	ほう素濃度が 500mg/L を超える温泉を利用する事業所	500 mg/L
ふっ素及びその化合物	電気めっき業(海域以外に排出するものに限る。)	15 mg/L
	昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出している温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。)を利用する事業所	30 mg/L
	昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出している温泉(自然に湧出しているものに限る。))を利用する事業所	50 mg/L

備考 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第 11 又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

(3) 水の汚染状態を示す項目に係る排水の排水基準及び規制基準(概要)

一律排水基準は省令別表第2に、上乗せ排水基準は上乗せ条例別表第3に、市条例規制基準は市条例施行規則別表第 11 及び第 12 に定められている。

ア 一般の工場・事業場から排出される排水に適用される排水基準及び規制基準

項目	許容限度			
	一律排水基準及び上乗せ排水基準 (◎印の欄は上乗せ排水基準)		市条例規制基準	
	新設	新設以外	新設	新設以外
水素イオン濃度	5.8~8.6 ◎	5.8~8.6 ◎	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量	25 mg/L ◎ (20 mg/L)	60 mg/L ◎ (50mg/L)	25 mg/L	60 mg/L
化学的酸素要求量	25 mg/L ◎ (20 mg/L)	60 mg/L ◎ (50mg/L)	25 mg/L	60 mg/L
浮遊物質	70 mg/L ◎ (40mg/L)	90 mg/L ◎ (70mg/L)	70 mg/L	90 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L	5 mg/L	5 mg/L	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	5 mg/L ◎	10 mg/L ◎	5 mg/L	10 mg/L
フェノール類	0.5 mg/L ◎	0.5 mg/L ◎	0.5 mg/L	0.5 mg/L
銅及びその化合物	1 mg/L ◎	3 mg/L	1 mg/L	3 mg/L
亜鉛及びその化合物	1 mg/L ◎	2 mg/L ▼	1 mg/L	2 mg/L ▽
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)	3 mg/L ◎	10 mg/L	3 mg/L	10 mg/L
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	1 mg/L ◎	1 mg/L ◎	1 mg/L	1 mg/L
クロム及びその化合物	2 mg/L	2 mg/L	2 mg/L	2 mg/L
ニッケル及びその化合物	—	—	1 mg/L	1 mg/L
大腸菌群数	(3000 個/cm ³)		3000 個/cm ³	3000 個/cm ³
窒素含有量(T-N)	120 mg/L (60 mg/L)	●	—	—
燐含有量(T-P)	16 mg/L (8 mg/L)	●	—	—

項目	区分	許 容 限 度			
		一律排水基準及び上乗せ排水基準 (◎印の欄は上乗せ排水基準)		市条例規制基準	
		新 設	新設以外	新 設	新設以外
臭 気		—	—	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	
色汚染度		—	—	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。	
温 度		—	—	排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上越えないものとする。	

- 備考 1 一律排水基準及び上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上の特定事業場から排出される排水のみ適用される。ただし、当該排水の量が50m³未満の特定事業場から排出される排水には水素イオン濃度に係る排水基準が適用される。
- 2 一律排水基準及び上乗せ排水基準において、生物学的酸素要求量に係る排水基準は海域及び湖沼以外の公共水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。
- 3 ()内の数値は日間平均値
- 4 窒素含有量及び燐含有量(●印の欄)については、平成11年4月1日から業種区分ごとの上乗せ排水基準が設定されている。「キ 窒素含有量及び燐含有量に係る上乗せ排水基準」を参照。
- 5 上乗せ排水基準における「新設」とは、昭和46年11月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正にとり新たに定められた特定施設に係る場合)にあっては、当該特定施設が定められた日をいう。)以後に設置する特定事業場(昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。)をいう。
- 6 市条例規制基準において、「新設」とは、昭和46年9月11日(廃棄物の最終処分場)にあっては昭和62年9月10日、生物学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量について、日本標準産業分類に定める食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)、情報通信業(通信業、インターネット附随サービス業、レコード制作業、新聞業及び出版業を除く。)、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業(駐車場業、物品賃貸業に限る。)、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業(協同組合(他に分類されないもの)に限る。))又はサービス業(他に分類されないもの)(廃棄物の最終処分場を除く。以下市条例別表第12に係る部分において同じ。)に属する事業所にあって1日当たりの排水の量が50m³未満のものにあっては平成10年4月1日、水素イオン濃度について、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く。)に属する事業所にあっては昭和49年12月1日。以下「基準適用日」という。)以後に設置された事業所(基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。)をいう。ただし、基準適用日前に設置した事業所(基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満のものを除く。)にあっては、基準適用日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設を設置する事業所にあっては、当該特定施設が定められた日)以降に特定施設を設置して新たに特定事業場となったものを含む。
- 7 市条例規制基準は、畜舎に係る排水には、適用しない。
- 8 市条例規制基準において、水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)を利用する事業所に係る排水については、適用しない。
- 9 市条例規制基準において、色汚染度に係る許容限度は、自然現象に起因するものについては、適用しない。
- 10 市条例規制基準において、温度に係る許容限度は、1日当たりの平均的な排水の量が300m³未満の排水口については、適用しない。
- 11 ▼印の欄について、省令附則別表に掲げる業種に属する工場又は事業場の排水には、令和6年12月10日まで、別途暫定基準が適用されている。「イ 水の汚染状態を示す項目の排水基準及び排水指定物質の規制基準に係る暫定基準」を参照
- 12 ▽印の欄について、市条例施行規則附則別表に掲げる業種に属する工場又は事業場の排水には、

令和6年 12 月 10 日まで、別途暫定基準が適用されている。(「イ 水の汚染状態を示す項目の排水基準及び排水指定物質の規制基準に係る暫定基準」を参照)

イ 水の汚染状態を示す項目の排水基準及び排水指定物質の規制基準に係る暫定基準

項目	業種その他の区分	許容限度
亜鉛及びその化合物	電気めっき業	3 mg/L

ウ し尿その他生活に起因する排水のみを排出する事業所であってし尿処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する施設に限る。建築基準法施行令第32場第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員(以下「処理対象人員」という。)が50人以下のし尿浄化槽を除く。)又は下水道終末処理施設のみを設置する事業所に係る排水についての基準

(ア) し尿浄化槽以外のし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する場合

項目	許容限度	
	上乗せ排水基準	市条例規制基準
生物化学的酸素要求量	25 mg/L (20 mg/L)	25 mg/L
化学的酸素要求量	25 mg/L (20 mg/L)	25 mg/L
浮遊物質	70 mg/L (50 mg/L)	70 mg/L

備考 1 ()内の数値は、日間平均値を示す。

- 2 上乗せ排水基準について、生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。
- 3 市条例規制基準については、エに規定する旅館業に該当する事業所に設置されるし尿処理施設から排出される排水には適用しない。

(イ) 処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽を設置する場合

項目	許容限度			
	上乗せ排水基準		市条例規制基準	
	新設	新設以外	新設	新設以外
生物化学的酸素要求量	25 mg/L	40 mg/L	25 mg/L	40 mg/L
	(20 mg/L)	(30 mg/L)		
化学的酸素要求量	25 mg/L	40 mg/L	25 mg/L	40 mg/L
	(20 mg/L)	(30 mg/L)		
浮遊物質	70 mg/L	80 mg/L	70 mg/L	80 mg/L
	(50 mg/L)	(60 mg/L)		

- 備考 1 「新設」とは、平成 10 年 4 月 1 日以降に設置した事業所(同日前から設置の工事がされているものを除く。)をいう。
 2 ()内の数値は、日間平均値を示す。
 3 上乗せ排水基準について、生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。
 4 市条例規制基準については、エに規定する旅館業に該当する事業所に設置されるし尿処理施設から排出される排水には適用しない。

(ウ) 処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽を設置する場合

項目	許容限度					
	上乗せ排水基準			市条例規制基準		
	新設	新設以外		新設	新設以外	
合併処理		合併処理以外	合併処理		合併処理以外	
生物化学的酸素要求量	40 mg/L	80 mg/L	120 mg/L	40 mg/L	80 mg/L	120 mg/L
	(30 mg/L)	(60 mg/L)	(90 mg/L)			
化学的酸素要求量	40 mg/L	80 mg/L	120 mg/L	40 mg/L	80 mg/L	120 mg/L
	(30 mg/L)	(60 mg/L)	(90 mg/L)			
浮遊物質	80 mg/L	160 mg/L	180 mg/L	80 mg/L	160 mg/L	160 mg/L
	(60 mg/L)	(120 mg/L)	(140 mg/L)			

- 備考 1 「新設」とは、平成 4 年 4 月 1 日以後に設置した事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)をいう。
 2 「合併処理」とは、し尿と併せて雑排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいい、工場排水その他の特殊な排水を除く。)を処理する指定地域特定施設のみを設置する特定事業場をいう。
 3 ()内の数値は、日間平均値を示す。
 4 生物化学的酸素要求量に係る排水基準値は海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は海域に排出される排水について適用する。
 5 上乗せ排水基準は、排水量 50m³/日未満である特定事業場から排出される排水については、適用しない。

(エ) 処理対象人員が 51 人以上 200 人以下のし尿浄化槽を設置する場合(市条例規制基準)

項目	許容限度	
	新設	新設以外
生物化学的酸素要求量	40 mg/L	130 mg/L
化学的酸素要求量	40 mg/L	130 mg/L
浮遊物質	80 mg/L	160 mg/L

- 備考 「新設」とは、平成 10 年 4 月 1 日以後に設置した事業所(同日前から設置の工事がされているものを除く。)をいう。

エ 旅館業の用に供する施設等を設置する事業場から排出される排水に係る基準

旅館業法第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く。)について、旅館業の用に供する施設等のみを設置する特定事業場から排出される排水には上乗せ排水基準が適用され、旅館業に属する事業所(これらの事業所から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。)を処理するための事業所を含む。)で1日当たりの排水の量が 20m^3 以上のものには市条例規制基準が適用される。

項目	排水量の区分 $\text{m}^3/\text{日}$	許 容 限 度 (単位:mg/L)							
		乙 水 域				海 域			
		上乗せ 排水基準		市条例 規制基準		上乗せ 排水基準		市条例 規制基準	
		新設	新設 以外	新設	新設 以外	新設	新設 以外	新設	新設 以外
生物化学的 酸素要求量	100 未満	25	130	25	130	-	-	25	130
		(20)	(100)						
	100 以上	25	90	25	90	-	-	25	90
		(20)	(60)						
化学的酸素 要求量	100 未満	25	130	25	130	25	130	25	130
		(20)	(100)			(20)	(100)		
	100 以上	25	90	25	90	25	90	25	90
		(20)	(60)			(20)	(60)		
浮遊物質	100 未満	50	200	50	200	50	200	50	200
		(40)	(150)			(40)	(150)		
	100 以上	50	160	50	160	50	160	50	160
		(40)	(120)			(40)	(120)		

- 備考 1 上乗せ排水基準において、「新設」とは昭和49年12月1日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)をいう。
 2 ()内の数値は、日間平均値を示す。
 3 上乗せ排水基準のうち、生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼以外の公共水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。
 4 上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が 50m^3 未満である特定事業場から排出される排水については、適用しない。
 5 市条例規制基準において、「新設」とは昭和49年12月1日以後に設置した事業所(同日前から設置の工事がされているものを除く。)であって、1日当たりの排水の量が 50m^3 以上のもの又は平成10年4月1日以後に設置した事業所(同日前から設置の工事がされているものを除く。)をいう。

オ その他の事業所から排出される排水の基準(市条例規制基準)

日本標準産業分類に定める食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)、情報通信業(通信業、インターネット附随サービス業、レコード制作業、新聞業及び出版業を除く。)、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業(駐車場業、物品賃貸業に限る。)、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業(協同組合(他に分類されないもの)に限る。)又はサービス業(他に分類されないもの)に属する事業所において1日当たりの排水量が $20\text{m}^3/\text{日}$ 未満のもの(ウの事業所に該当するものを除く。)、当該事業所において平成10年4月1日前に設置された1日当たりの排水の量が $50\text{m}^3/\text{日}$ 未満のもの(同日前から設置の工事がされているものを含み、ウ又はエの事業所に該当するものを除く。)又はし尿その他生活に

起因する排水のみを排出する事業所(ウ又はエの事業所に該当するものを除く。)に係る排水についての規制基準

項目	許容限度
生物化学的酸素要求量	130 mg/L
化学的酸素要求量	130 mg/L
浮遊物質	160 mg/L

備考 この規制基準は、畜舎及び廃棄物の最終処分場に係る排水については、適用しない。

カ 畜舎のみを設置する特定事業場から排出される排水に係る基準(上乘せ排水基準)

項目	許容限度	特定事業場の種類
生物化学的酸素要求量	160 mg/L (120 mg/L)	1日当たりの平均的な排水の量が 50m^3 /日以上 の畜舎又は総面積が 300m^2 以上の豚房施設 又は 200m^2 以上の牛房施設のみを設置する 特定事業場
化学的酸素要求量	160 mg/L (120 mg/L)	
浮遊物質	200 mg/L (150 mg/L)	
大腸菌群数	(3,000 個/ cm^3)	

備考 1 「畜舎等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - ① 豚房施設 (豚房の総面積が 50m^2 未満の事業場に係るものを除く。)
 - ② 牛房施設 (牛房の総面積が 200m^2 未満の事業場に係るものを除く。)
 - ③ 馬房施設 (馬房の総面積が 500m^2 未満の事業場に係るものを除く。)
 - (2) (1)に掲げる施設を設置する2以上の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。)
- 2 「新設」とは、昭和48年10月20日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)をいう。
 - 3 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼または海域に排出される排水について適用する。
 - 4 ()内の数値は、日間平均値を示す。

キ 窒素含有量及び燐含有量に係る上乘せ排水基準

項目	業種その他の区分	許容限度	
		新設の場合	新設以外の場合
窒素含有量	1 しょう油・食用アミノ酸製造業	60 (30)	80 (40)
	2 食料品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20 (10)	30 (15)
	3 アンモニア製造業	60 (30)	80 (40)
	4 その他の無機化学工業製品製造業 （窒素又はその化合物を原料又は触媒として使用するものに限る。）	80 (40)	100 (50)
	5 脂肪族系中間物製造業 （窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	80 (40)	100 (50)
	6 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 （窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	100 (50)	120 (60)
	7 合成ゴム製造業 （窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものに限る。）	80 (40)	100 (50)
	8 その他の有機化学工業製品製造業 （窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	30 (15)	40 (20)
	9 医薬品原薬製造業 （窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	40 (20)	50 (40)
	10 化学工業（3の項から前項までに掲げるものを除く。）	16 (8)	20 (10)
	11 鉄鋼業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに限る。）	80 (40)	100
	12 鉄鋼業（前項に掲げるものを除く。）	16 (8)	
	13 その他の非鉄金属第1次精錬・精製業	100 (50)	120 (60)
	14 核燃料製造業	100 (50)	120 (60)
	15 電気めっき業、溶融めっき業及びアルマイト加工業 （窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	100 (50)	120 (60)
	16 民生用電気機械器具製造業 （窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	40 (20)	60 (30)
	17 自動車・同附属品製造業 （窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	40 (20)	50 (25)
	18 製造業（1の項から前項までに掲げるものを除く。）	20 (10)	40 (20)
	19 下水道業	20	30
	20 し尿浄化槽 （建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上のものに限る。）	20 (10)	50 (30)
	21 産業廃棄物処分業 （窒素又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る。）	40 (20)	80 (60)
	22 1の項から前項までに分類されないもの	30 (20)	50 (30)

項目	業種その他の区分	許容限度	
		新設の場合	新設以外の場合
燐含有量	1 味噌製造業	3 (1.5)	16 (8)
	2 しょう油・食用アミノ酸製造業	3 (1.5)	6 (3)
	3 植物油脂製造業 (燐又はその化合物を脱ガム剤として使用するものに限る。)	3 (1.5)	16 (8)
	4 そう(惣)菜製造業	3 (1.5)	8 (4)
	5 食料品製造業 (1の項から前項までに掲げるものを除く。)	2 (1)	6 (3)
	6 脂肪族系中間物製造業 (燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものに限る。)	8 (4)	13
	7 医薬品原薬製造業 (燐又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	2 (1)	
	8 鉄鋼業	1 (0.5)	2 (1)
	9 電気めっき業、溶融めっき業及びアルマイト加工業 (燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	2 (1)	16 (8)
	10 金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	1.5 (1)	4 (2)
	11 民生用電気機械器具製造業 (燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	2 (1)	12 (6)
	12 自動車・同附属品製造業 (燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	2 (1)	16 (8)
	13 製造業 (1の項から前項までに掲げるものを除く。)	2 (1)	4 (2)
	14 下水道業	1	4
	15 し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上のものに限る。)	2 (1)	8 (4)
	16 産業廃棄物処分業 (燐又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る。)	2 (1)	8 (4)
	17 1の項から前項までに分類されないもの	4 (2)	8 (4)

- 備考 1 「新設」とは、平成 11 年4月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合)にあっては当該特定施設が定められた日をいう。以下この備考において同じ。)後に設置する特定事業場(平成 11 年4月1日前から建設工事中のものを除く。以下「新設事業場」という。)をいう。
- 2 ()内の数値は、日間平均値を示す。
- 3 新設事業場以外の特定事業場で平成 11 年4月1日前において2以上の業種その他の区分に属するものから排出される排水については、この表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 4 新設事業場以外の特定事業場で平成 11 年4月1日以後に同日前において属していた業種その他の区分以外の業種その他の区分に属することとなったものから排出される排水については、この表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、同日において適用される許容限度のものを適用する。
- 5 新設事業場で2以上の業種その他の区分に属する特定事業場から排出される排水については、この表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに属することとなった業種その他の区分(以下「追加業種等」という。))に係るものを除く。)のうち、最小の許容限度のもの(追加業種等を除いた当該特定事業場が属する業種その他の区分が一であるときは、当該業種その他の区分

に係る排水基準)を適用する。

- 6 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する特定事業場に係る排出水については、当該特定事業場が当該工場又は事業場の属する区分に属するものとみなして適用する。この場合において、当該工場又は事業場が属する区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、3から5までの規定を準用する。
- 7 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³未満である特定事業場から排出される排出水については、適用しない。
- 8 この表の数値は、省令第3条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 9 上乗せ排水基準が適用されない業種については、一律の排水基準を記載している。